## 「業務委託における見積による歩掛の決定方法」

#### 1. 適用範囲

松江市の発注する建設工事関連業務委託(業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント及び補償コンサルタントであるものをいう。)において、見積により歩掛を決定する場合に適用する。

#### 2. 見積依頼方法

見積依頼書は所管部長名で公文書により行い、見積書の宛名は発注者名(松江市長等)とする。

## 3. 見積依頼先

原則9者を選定する。なお、見積可能な業者が9者未満の場合はこの限りではない。 また、当該業務委託の入札参加者から見積を徴する場合は、原則契約検査課において書面審査 (随時)にて選定する。

#### 4. 見積依頼書の作成方法

見積依頼書の作成方法は下記による。

- (1) 見積有効期限を明示すること。
- (2) 適切に見積ができるよう、詳細な見積仕様書を作成のうえ添付すること。
- (3) 見積依頼書を作成後、依頼書内容を「見積依頼書内容チェックシート」により、総括監督員、 監督員、副担当がチェックを行うこと。

#### 5. 見積に対する質問回答の取扱い

見積依頼に対する質問については、質問書により提出するよう見積依頼書に記載し、見積依頼書に(様式1)見積依頼に関する質問書を添付すること。

見積依頼先より質問書が提出された場合は、(様式2) 見積依頼に関する質問の回答書により、 速やかに回答すること。

なお、質問回答書は見積り依頼先すべてに送付すること。

質問回答書の送付前に提出された見積書については、再提出を認めるものとする。

### 6. 見積辞退等があった場合の取扱い

見積書の提出が1者の場合は、無効とする。

#### 7. 歩掛の決定

- (1)提出された見積書の内容は、「見積書内容チェックシート」に基づき確認し、適切な内容の 見積書を見積金額比較の対象とする。
- (2) 見積により歩掛を決定する手順

(別紙1「見積による歩掛決定順序」及び別紙2「見積による歩掛決定フロー」参照)

STEP1 見積条件を満たしていない見積書(チェックシートによる内容の不備等)は、見積金額比較対象から除外する。

STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「設計業務委託等技術者単価表」、「業務委託積算基準 第 15 編 単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。

置き換える単価は、業務発注の起案日の単価を適用すること。

STEP3 業務委託積算基準の業務体系毎に、全見積書の平均値を算出する。

例えば、「測量業務にあっては直接測量費」、「地質調査業務にあっては直接調査費、間接調査費及び解析等調査業務の内直接人件費と直接経費(積上計上分)の合計額」により、全見積書の平均値を算出する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。

なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。

STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。

なお、平均値と同一額の見積書がある場合は、その見積書の歩掛を採用する。

## 8. 複数の業務体系を見積徴収する場合の取扱い

複数の業務体系の歩掛を見積徴収する場合は、業務体系毎に「7. (2)見積により歩掛を決定する手順」により歩掛を決定する。

ただし、相互に業務内容が密接に関係し分離することが困難な業務内容であるときは、当該費用を合算して比較を行い歩掛を決定する。

## 9. 契約済みの業務で歩掛見積を追加徴収する場合の取扱い

契約済み業務で、業務委託積算基準に設定のない歩掛を追加する場合の見積依頼先は、上記「3. 見積依頼先」による選定は行わず、当該業務の受注者1者から見積を徴収し、受注者発注者で協議のうえ歩掛を決定する。

ただし、この場合、類似の歩掛との比較や別途参考見積を徴するなどの方法により、見積書の妥当性を確認すること。

#### 10. 情報開示の取扱い

松江市情報公開条例(平成17年3月31日松江市条例第14号)第7条第1項第3号の法人等の 非公開情報の記述に基づき、情報公開等の開示の対象は発注者が作成した資料のみとし、見積書は 対象外とする。

また、発注者が作成した資料を開示する場合も、依頼先が特定される情報は非公表とする。

#### 11. 発注にあたっての留意事項

- (1)提出された見積書の内容についての疑義又は見積者からの見積内容の質問がないよう、見積 依頼書作成の段階で明確に内容を提示すること。
- (2)業務委託積算基準の適用が困難な特殊業務で、業務の手順、規格、仕様、設計書の内訳について全て見積を徴し決定する場合は、契約検査課と協議のうえ方法を決定する。

(附則)

- 1. この決定方法は、平成28年9月30日から施行する。
- 2. 平成 30 年 7 月 30 日一部改正
- 3. 令和元年5月31日一部改正
- 4. 令和元年8月27日一部改正

## 業務委託積算基準に記載のない業務



- I:業務委託積算基準に基づく業務で 下記条件で見積書を徴し、設計書に 採用する単価表の歩掛を決定する場合
  - (1)具体的な業務手法、規格、仕様等 を見積条件で提示可能
  - (2)設計書内訳を業務委託積算基準等 を基に提示することが可能で、単価 表に採用する歩掛を求めるもの



- Ⅱ:業務委託積算基準の適用が困難な 特殊な業務で、下記の内容を求める場合
  - (1)業務の手順、規格、仕様等を含め 見積を徴する
  - (2)設計書内訳のすべてを見積徴収し 決定する



- ◎ 業務の内容、規模等を考慮し、契約検査 課と協議のうえ方法を決定
- ① 「見積依頼内容チェックシート」により 内容を確認する



② 見積業者選定依頼を契約検査課に提出



③ 見積業者の決定 ※書面審査 (随時)



④ 決定した業者に見積依頼を行う



⑤ 見積書を受領した後に「見積内容チェックシート」により見積書の内容確認を行う

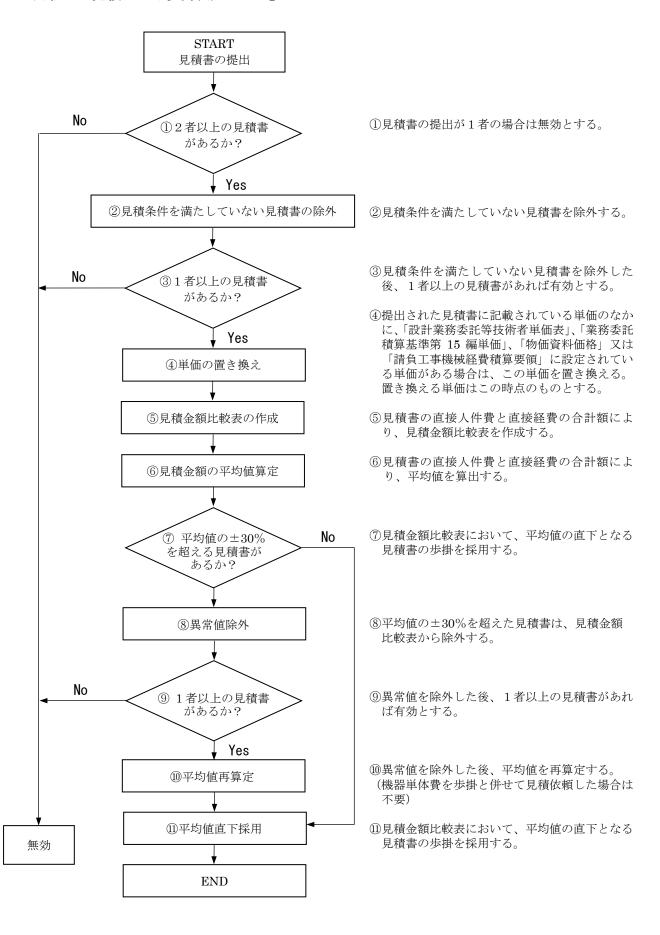


⑥ 別紙2「見積もりによる歩掛決定フロー」により採用又は無効とする

※ 求める見積内容、仕様等の確認 (見積依頼書には適切な条件提示を行う)

※ チェックシートにより見積条件を満たしていない場合は、見積比較業者から除外

### 別紙2「見積による歩掛決定フロー」



# 見積依頼に関する質問書

<u>件名:</u>	業務委託のための歩掛見積_				
質	問 事 項		要	IJ □	

## 見積依頼に関する質問の回答書

年 月 日付 第 号で見積依頼した件について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

業務委託のための歩掛見積				
回 答				

※既に見積書を提出いただいた方で、この回答により見積書を変更する必要がある場合は、 年 月 日までに再提出願います。